



令和 年 月 日

送付年月日 通付日付印	整理番号	事務所 区分	管理番号	申告区分
----------------	------	-----------	------	------

殿

法人番号

申告年月日
年 月 日

所在地 (本県が支店等 の場合は本店 所在地と併記)	事業種目	兆	十億	百万	千	円
(ふりがな)	前期末現在の資本金の額 又は出資金の額	()
法人名	前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額					
(ふりがな)	前期末現在の 資本金等の額					
代表者 氏名	経理責任者 氏名					

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの **事業年度分又は** 道府県民税の **の** 予定申告書 ※
連結事業年度分 道 府 県 民 税
 事 業 特 別 法 人 事 業 税

事業税			道府県民税		
前事業年度の事業税額 (53の金額)	⑧	兆 十億 百万 千 円	前事業年度又は前連結事業 年度の法人税割額 (32の金額)	①	兆 十億 百万 千 円
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業			この申告が修正申告である場合は 既に納付の確定した当期分の法 人税割額		
所得割額 (54 × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	⑨	兆 十億 百万 千 円	予 定 申 告 税 額 (1 × $\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$)	②	兆 十億 百万 千 円
付加価値割額 (55 × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	⑩	兆 十億 百万 千 円	この申告により納付 すべき法人税割額 ②-③	④	兆 十億 百万 千 円
資本割額 (56 × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	⑪	兆 十億 百万 千 円	均 等 割 額 算定期間中において 事務所等を有していた月数 円 × $\frac{5}{12}$	⑤	兆 十億 百万 千 円
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業			この申告により納付 すべき道府県民税額 ④+⑤		
収入割額 (57 × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	⑫	兆 十億 百万 千 円	この申告の期間	・	・
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業			前事業年度又は前連結事業 年度の期間		
所得割額 (58 × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	⑬	兆 十億 百万 千 円	・	・	・
付加価値割額 (59 × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	⑭	兆 十億 百万 千 円	・	・	・
資本割額 (60 × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	⑮	兆 十億 百万 千 円	・	・	・
収入割額 (61 × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	⑯	兆 十億 百万 千 円	・	・	・
特別 事業 法人 税	前事業年度の特別法人事業税額 (68の金額)	⑰	兆 十億 百万 千 円	・	・
	特別法人事業税額 (17 × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	⑱	兆 十億 百万 千 円	・	・
予 定 申 告 税 額 (9+10+11+12+13+14+15+16+18)	⑲	兆 十億 百万 千 円	・	・	・
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した 当期分の事業税額及び特別法人事業税額	⑳	兆 十億 百万 千 円	・	・	・
この申告により納付すべき事業税額及び ⑲-⑳	㉑	兆 十億 百万 千 円	・	・	・
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	㉒	兆 十億 百万 千 円	備考		

関与税理士署名 (電話)

第六号の三様式(その2) (提出用) (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二関係) 別紙六十四

		事業年度又は 連結事業年度	・ ・	法人名						
前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細					前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細					
摘 要		課 税 標 準	税率 (%)	税 額	(特別控除取戻税額等又は個別 帰属特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額又は個別 帰属法人税額					
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業					⑳					
(事 業 税)	所得割	所得金額総額 ㉓	兆 十億 百万 千 円		法人税割額	㉔				
		所得金額 ㉔	兆 十億 百万 千 円		道府県民税の特定 寄附金税額控除額	㉕				
(付 加 価 値 割)	付加価値割	付加価値額総額 ㉕	兆 十億 百万 千 円		外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	㉖				
		付加価値額 ㉖	兆 十億 百万 千 円		外国の法人税等 の額の控除額	㉗				
(資 本 割)	資本割	資本金等の額総額 ㉗	兆 十億 百万 千 円		仮装経理に基づく法人 税割額の控除額	㉘				
		資本金等の額 ㉘	兆 十億 百万 千 円		租税条約の実施に係る 法人税割額の控除額	㉙				
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業					納付すべき法人税割額 ㉔-㉕-㉖-㉗-㉘-㉙	㉚				
(収 入 割)	収入割	収入金額総額 ㉙	兆 十億 百万 千 円		㉚のうち特別控除取戻税額等 又は個別帰属特別控除取戻税額等 に係る法人税割額	㉛				
		収入金額 ㉚	兆 十億 百万 千 円		差引法人税割額 ㉚-㉛	㉜				
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業										
(事 業 税)	所得割	所得金額総額 ㉛	兆 十億 百万 千 円							
		所得金額 ㉜	兆 十億 百万 千 円							
(付 加 価 値 割)	付加価値割	付加価値額総額 ㉛	兆 十億 百万 千 円							
		付加価値額 ㉜	兆 十億 百万 千 円							
(資 本 割)	資本割	資本金等の額総額 ㉛	兆 十億 百万 千 円							
		資本金等の額 ㉜	兆 十億 百万 千 円							
(収 入 割)	収入割	収入金額総額 ㉛	兆 十億 百万 千 円							
		収入金額 ㉜	兆 十億 百万 千 円							
		合計事業税額 ㉔+㉕+㉖+㉗+㉘+㉙+㉚+㉛	㉝							
		事業税の特定寄附金税額控除額	㉞							
		仮装経理に基づく事業税額の控除額	㉟							
		租税条約の実施に係る事業税額の控除額	㊱							
		納付すべき事業税額 ㉝-㉞-㉟-㊱	㊲							
法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業										
(特 別 法 人 事 業 税)	所得割	㉞	兆 十億 百万 千 円	付加価値割	㉞	兆 十億 百万 千 円				
	資本割	㉞		収入割	㉞					
	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業									
	所得割	㉞	兆 十億 百万 千 円	付加価値割	㉞	兆 十億 百万 千 円				
	資本割	㉞		収入割	㉞					
摘 要		課 税 標 準	税率 (%)	税 額						
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の 所得割に係る特別法人事業税額		兆 十億 百万 千 円	0.0							
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の 収入割に係る特別法人事業税額			0.0							
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の 収入割に係る特別法人事業税額			0.0							
合計特別法人事業税額 (㉞+㉞+㉞)			0.0							
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額										
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額										
納付すべき特別法人事業税額 ㉞-㉞-㉞										